

平成27年度第2回埼玉県環境審議会環境基本計画小委員会議事録

招集の期日	平成28年2月10日（水）		
開催の場所	あけぼのビル501会議室（さいたま市内）		
開閉の日時	開会	2月10日	午前10時00分
	閉会	2月10日	午後 0時18分
出席状況	別紙のとおり		
概 要			
<p>1 開 会</p> <p>2 議 事 埼玉県環境基本計画の改定について</p> <p>（1）第1回小委員会における意見への回答</p> <p>（2）長期的な目標Ⅰ 新たなエネルギーが普及した自立分散型の低炭素社会づくり</p> <p>（3）長期的な目標Ⅲ 恵み豊かなみどりや川に彩られ、生物の多様性に富んだ自然共生社会づくり</p> <p>（4）その他</p> <p>3 閉 会</p>			

別紙

出席状況

委員数 9人

出席委員 8人

小口千明	埼玉大学准教授
小野雄策	元日本工業大学教授
小堀洋美	東京都市大学教授
畠山史郎	東京農工大学大学院教授
滝澤玲子	埼玉県生活協同組合連合会常務理事
鈴木英善	公募委員
小川芳樹	東洋大学経済学部学部長
宮崎あかね	日本女子大学教授

欠席委員 1人

関口和彦	埼玉大学大学院准教授
------	------------

第2回 埼玉県環境審議会環境基本計画小委員会

平成28年2月10日（水）

午前10時00分 開会

○司会（山下） お待たせいたしました。定刻を過ぎましたので始めさせていただきたいと思います。

私は、本日の進行を務めさせていただきます埼玉県環境部環境政策課主幹の山下と申します。よろしくお願いいたします。

まず、開会の前にお手元の資料の確認をさせていただきたいと存じます。

本日の資料につきましては、事前にお送りさせていただいているところでございますけれども、もしお持ちでない委員の方がいらっしゃいましたら、事務局にお申し出いただきたいと思います。

では、確認させていただきます。

まず、次第でございます。次に座席表です。その次が委員名簿、次が既に郵送でもお送りさせていただいた資料になりますけれども、資料1、環境基本計画諮問委員会委員からの意見に対する回答でございます。続きまして、資料2としまして、施策展開の方向についてのA3の綴りになった資料でございます。続きまして、資料3、第4次及び第5次環境基本計画施策体系の比較ということで、A3、1枚でございます。

資料は以上でございます。

それと小さい封筒でお席のほうに置かせていただきましたけれども、3月に第3回の小委員会が予定されております。そちらの御案内の通知を委員さんのお席のほうに置かせていただきましたので、よろしくお願いいたします。

資料のほうは、よろしいでしょうか。

それでは、ただいまから平成27年度第2回埼玉県環境審議会環境基本計画小委員会を開会したいと存じます。

開会に当たりまして、環境部副部長の大久保から御挨拶を申し上げます。

○大久保環境部副部長 おはようございます。環境部の大久保でございます。

今日は第2回埼玉県環境審議会環境基本計画小委員会ということで、委員の皆様方には、お忙しい中、御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

また、環境行政初め本県の行政にいろんな立場から御協力をいただきまして、改めてお礼を申し上げます。

それから、今日は午後、第4回の環境審議会が予定されております。そちらに出席される方におかれましては午前、午後1日にわたりますが、御審議いただきますことに対しましてお礼申し上げます。

今日は次第にもございますように、第1回目の小委員会におきまして御意見あるいは御質問をいただきました。そういった質問、意見に対しましての回答と、それから長期的な目標が5本ございますが、1点目の新たなエネルギーが普及した自立分散型の低炭素社会づくり、それから3番目になりますが、恵み豊かなみどりや川に彩られ、生物の多様性に富んだ自然共生社会づくりというこの2点につきまして事務局から御説明をさせていただき、御審議いただきたいと考えております。

それから、長期目標につきましては、このほか3つございますが、これらにつきましては第3回目以降にお願いしたいと考えております。

皆様方におかれましては、それぞれの専門的な立場から御意見をいただき、また幅広い観点から忌憚のない御意見をいただきまして、この環境基本計画が少しでもよいものとなりますようぜひお力添えをお願いしたいと思います。

以上、簡単でございますが、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。今日はどうぞよろしくお願いいいたします。

○司会（山下） 本日の会議でございますけれども、委員数9名のうち8名の委員さんが出席されております。埼玉県環境審議会規則第6条第2項の規定によりまして、本日の会議は成立していることを御報告いたします。

それでは、審議会の議長は、規則第8条第5項により、委員長が務めることとなっておりますので、ここから先は畠山委員長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいいたします。

○畠山委員長 それでは、これより私のほうで進めさせていただきます。

初めに、この小委員会の公開についてでございますけれども、規則第9条によりますと、原則としてこの会議は公開にするということになっております。これまで環境審議会は、公開で開催しているところでございますが、この小委員会も同様に公開とさせていただいてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○畠山委員長 それでは、会議の公開を認めます。

本日、傍聴者はいらっしゃいますでしょうか。

○事務局 本日の傍聴者は1名いらっしゃいます。

○畠山委員長 それでは、傍聴者の中に中に入れてもらってください。

〔傍聴者入室〕

○畠山委員長 それでは次に、埼玉県環境審議会規則第10条第2項によりますと、議事録署名委員を指名することになりますが、本日の議事録署名人として委員お二人を指名させていただきます。滝澤委員さんと小川委員さんをお願いしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○畠山委員長 では、御了承いただきましたので、よろしくお願いいいたします。

それでは、次第により議事を進めさせていただきます。

本日の議題は、前回に引き続き埼玉県環境基本計画の改定についてでございます。

本日から施策展開の方向、取組など具体的な検討に入ります。

まず最初に、第1回小委員会における意見への回答についてということで県から御説明をお願いいたします。

○森田環境政策課副課長 環境政策課の森田でございます。よろしくお願いいいたします。着席して説明させていただきます。

お手元の資料、A4縦の右に資料1というインデックスを貼ってございます。こちらのほうを御覧いただきたいと思っております。

第1回環境基本計画小委員会委員からの意見に対する回答についてまとめたものでございます。

各項目ごとの回答につきまして御説明をさせていただきます。一番左のところに項目というところがございます。こちらのほうと回答の欄を御覧いただければと思います。

項目の1つ目でございます。第4次計画と第5次計画の施策体系の変更点についてでございます。恐れ入ります。資料3、A4、1枚の資料のほうを御覧いただきたいと思っております。

第4次計画にございました施策展開の方向、番号でいいますと14、環境に配慮した交通の実現でございますが、これにつきましては昨年度、26年度に県で見直しを行いました「ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050」におきまして、運輸部門の低炭素化が家庭部門の省エネ化と並んで最重点施策の一つに位置づけられたことから、右側の太枠になってございます第5次計画の施策展開の方向では、2の地球温暖化対策の総合推進の中の施策の一つとして位置付けてございます。これにつきましては後ほどまた資料2のところの段階でも御説明をさせていただきます。

恐れ入ります。資料1にお戻りいただきまして、2つ目の放射性物質に関する項目の第5次計画での取扱いについてでございます。県民の懸念を解消するためには、放射性物質の監視及び測定など、今後も継続する必要があると考えてございます。恐れ入ります、また資料3でございますが、中ほどになります。施策展開の方向13、化学物質等の推進というところで位置付ける予定でございましたが、今回アンダーラインの引いてあるところを加えまして、13「化学物質対策・放射性物質対策の推進」というように併記をするような形で今回改めさせていただきました。

3つ目、新たなエネルギー社会の構築についてでございます。再生可能エネルギーなどの導入につきましては、御指摘のとおり計画的に進める必要があると考えてございます。引き続き国、他県の動向などを踏まえ取り組んでまいります。

4つ目、水素社会への対応についてでございます。主な水素のエネルギー利用につきましては、内陸部が中心となっております。水素の地産地消が実現すれば、運輸部門のエネルギー利用が多いという本県のエネルギーに関する課題解決に貢献すると考えてございます。引き続き、本県の強みを生かした水素利用を進めてまいります。

5つ目、再生可能エネルギーの取組についてでございます。県が平成24年にまとめました「再生可能エネルギー導入拡大に関する報告書」を踏まえ、具体的な取組を進めてまいります。また、「快晴日数日本一」という本県の強みを生かし、太陽光発電を引き続き再生可能エネルギーの主要な取組として進めてまいります。

恐れ入ります。1枚おめくりいただきまして2ページを御覧ください。

1つ目、自立分散型エネルギーへの家庭の取組についてでございます。県民一人一人に省エネ・節電行動が定着し、かつ再エネの一層の普及が図られますよう引き続き環境学習を実施してまいります。

環境部門の省エネ化につきましては「ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050（改訂版）」先ほど御説明しましたけれども、その中において最重点施策の一つに位置付けておりまして、今後も引き続き取り組んでまいります。

2つ目、低炭素社会の家庭の取組についてでございます。現在県は、エコライフDAYなどの普及に取り組んでおります。より多くの県民が低炭素型ライフスタイルへ転換していくよう、他団体の先

進的な取組などを参考にしながら、様々な提案を行ってまいります。

3つ目、循環型社会づくりでございます。循環型社会の形成に向け、まずは直接的にごみの減量化につながる2Rを積極的に進めます。あわせて県民には、食品ロスの削減に向けた普及啓発を行ってまいります。また、フードバンク活動につきましても県が周知に協力するなど、支援に努めてまいります。

4つ目、生物多様性の保全についてでございます。秩父市浦山地区で捕獲された鹿肉から平成24年10月以降、3年連続で厚生労働省の食品安全基準値を超える放射性物質が検出されていることから、現在県は食用について自粛をお願いしているところでございます。その例外措置としまして、平成26年10月から検査をして安全性が確認できたもの、鹿肉につきましては小鹿野町の西秩父商工会がジビエ料理として地域振興に役立てております。

5つ目、環境保全についてでございます。環境問題の解決に向けて、県が県民や市民団体など様々な主体と連携・協働し、環境への理解を深めていくことは重要なことでございます。山の手入れにつきましては、環境基本計画においても森林の整備と保全として位置付けております。御意見を踏まえ、環境部局と連携して検討してまいります。

恐れ入ります。3ページを御覧ください。

1つ目、第4次基本計画策定後の社会経済情勢の変化についてでございます。現在県には圏央道等道路交通網の整備が環境に与える影響を予測した資料はございません。圏央道の開通に合わせ、県は圏央道沿線で産業基盤づくりを推進し、これまで産業団地を約280ヘクタール整備してまいりました。国土交通省では、圏央道内側の東名高速の交通量減少といった結果調査などにつきまして、ホームページのほうで掲載してございます。また、圏央道付近の一般道の交通量について現在調査中でありまして、その結果についても公表するという事は聞いておりますが、その時期につきましては未定ということでございます。

2つ目、交通量増加が大気環境に与える影響の捉え方でございます。御意見を踏まえモニタリング体制を強化しつつ、自動車排ガス対策を徹底することを第5次計画に盛り込みます。

3つ目、放射能関連についてでございます。放射性物質の監視及び測定につきましては、1ページで御説明したとおり、施策展開の方向、13化学物質、放射性物質対策の推進に盛り込みます。

4つ目、第4次計画策定後の環境分野の変化についてでございます。埼玉県地域防災計画には、処理体制の確保や処理について県・市町村の役割が定められています。それらをより実効性のあるものにするため、災害予防、災害応急対策等の段階ごとの県・市町村の具体的な役割分担を定めた災害廃棄物処理計画を策定することとしております。

なお、先ほど申し上げました埼玉県の地域防災計画につきましては、消防防災課のホームページで御覧ください。

5つ目、災害に強い地域づくりの推進についてでございます。恐れ入ります、資料3を御覧ください。第5次計画では、施策展開の方向として15「災害に強い地域づくりの推進」を位置付ける予定でございます。この名称では、堤防工事など、ハード面の整備や避難体制の構築などがイメージされるため、環境政策の守備範囲がわかる名称にしたほうが良いという御指摘がございました。御意見を踏

まえまして、その名称については現在も検討中でございます。案につきましては、次回第3回の小委員会におきまして、お示しをする予定でございます。

また、災害時における広域的な対応につきましては、第5次基本計画の中では、環境の施策における災害への備えを取り扱うこととしております。御指摘の広域連携や情報提供につきましては、各施策を具体化する中で検討してまいります。

恐れ入ります。4ページをお開きください。

1つ目、環境を守り育てる人材育成でございます。環境分野におきましても人材育成は重要であり、県では幼少期から自然体験など、身近な環境と関わりを持つことが重要と考え、未就学児向けの環境学習を今現在強化しているところでございます。

なお、高等教育の場における連携は、既に環境科学国際センターの研究者が大学の連携教授等に就任し、講義や研究指導を行っております。御指摘の内容も踏まえ、幅広い世代を対象に環境学習の充実に努めてまいります。

2つ目、環境基本計画の推進と周知についてでございます。環境基本計画が目指す姿をわかりやすく県民に伝えることは大切なことと考えてございます。計画の策定に当たり、御指摘の内容を踏まえ検討してまいります。

また、指標の評価につきましては、定量的な評価に加え、定性的な補足説明を加えることも一案と考えます。施策分野の取組状況が県民に伝わるよう評価方法については引き続き検討してまいります。

なお、次期計画、5次計画におきましては概要版を作成したいと考えてございます。

3つ目、施策指標の設定、評価についてでございます。現在実施している施策指標の○、△、×での評価、また経年評価を件数の変動により、○、△、×で評価することについては御意見を踏まえ、目標値の設定や評価、施策分野の取組状況が県民に伝わりやすいような施策指標評価方法について検討してまいります。

埼玉県の取組だけで効果が上がるものとそうでないものを分けて評価すべきという御指摘につきましては、PM2.5のような広域で取り組むような課題もございまして、御意見を踏まえて検討してまいります。

また、寄与率など目標達成に対する県の影響力を示すことについては、数値で示すことはなかなか困難と考えております。どのような形で示せるのかにつきまして現在も検討中でございます。

施策指標の重複につきましては、御意見を踏まえ、できるだけ重複しないよう、また実質的な環境の改善を示していない環境指標もあるという御指摘につきましては、取組の成果が県民に伝わるような施策指標、評価指標につきまして引き続き検討してまいります。

最後になります。広域的な課題への対応についてでございます。施策分野の中にはPM2.5や地球温暖化のように、国境を越えて地球規模で取り組むべき課題もございまして、国際社会の一員として自治体においても、それぞれの地域の特性に応じた施策を進めることが必要と考えてございます。御指摘を踏まえて、県として実施すべき対策や目標について検討してまいります。

説明は以上でございます。

○畠山委員長 ありがとうございます。

ただいま第1回小委員会における意見への回答について説明がありましたが、これについて委員の皆様から何か御質問があればお願いいたします。

なお、県におかれましては、委員からの質問などについて、課長だけでなく適宜担当の方からお答えいただいても結構です。よろしくお願いします。

それでは、御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。

じゃ、私から簡単な質問を1つさせていただきます。

2ページが一番上の自立分散型エネルギーへの家庭の取組というところの回答で、環境学習を実施していきますということが述べられておりますけれども、その後の4ページが一番上でやはり未就学児童とか高等教育の場での環境教育ということが触れられておりますけれども、この2ページの上の環境学習というのもこれと連携したものなのでしょうか。未就学児童とか、高等教育以外にも何か家庭におられる方々に対する教育というところちょっとオーバーですけども、そういうことも考えていらっしゃるのでしょうか。

○安藤温暖化対策課長 温暖化対策課でございます。

今の御質問ですけれども、一般家庭も含めて環境学習をいろいろな対象に対しましてそれぞれの理解度とっていいのかわかりませんが、応じた形でやるのが必要かなというふうに思っています。今年から小学生を対象にして、春日部市内の大学なんですけれども、大学生が授業をやるという試みも行っていて、小学生を教えることによって、小学生が家に帰ると、今度は家庭に行って、省エネの方法を親に教えるといいますか、そういった形で家庭での省エネ行動にもつながっていくという部分もありますし、また、家庭の主婦の方ですとかあるいはサラリーマンの方などに対しまして、例えば会社を通じて行うですとかあるいは団体さんを通じて学習するとか、いろんな機会が必要かと思っておりますので、その辺、低炭素社会に限らずかと思っておりますけれども、進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○畠山委員長 ありがとうございます。

○山野環境政策課長 補足でございますけれども、環境政策課のほうでもやっております、4ページのほうの環境アドバイザーとか環境教育アシスタント、こういったものについては県のほうで支援をいたしまして、いろんな取組をされている専門家の方々を例えば小学校だとか、地域の団体だとかの要望に応じて派遣をして、そこで例えば今言った省エネの取組を含めて幅広く地域の方々と交わりながら環境人材とかそういったものを育成していくということに取り組んでおります。これも成果としては、年間200回以上の県内全体ですけれども、取組がございまして、そうした輪が少しずつ広がっていているという状況でございます。

○畠山委員長 ありがとうございます。

ほかに何か御質問、はい、小川委員、どうぞ。

○小川委員 先ほど資料3のところ、第4次環境基本計画のほうで環境に配慮した交通の実現という14番のところが見える形で出ていないということがあり、それが含まれているのは第5次環境基本計画のほうの2の地球温暖化対策の総合的推進の部分という御説明があったと思います。ただ交通部

門の場合、温暖化対策でも非常に重要な部門の一つですが、もう一つは大気汚染といいますか、PM 2.5とか、それから光化学スモッグだとか、そういう観点のほうでもなかなか重要です。固定発生源に比べると移動発生源の部分は、十分な対応ができていないので、まだ課題がいろいろ残っていると思います。その意味では地球温暖化対策だけでなく、大気汚染対策の視点もちゃんと視野に入れておいたほうがいいのではないかと思います。この点をどうお考えになっているか、少しお聞かせをいただければと思います。

○畠山委員長 では、県のほうから御回答いただければ。

○森田環境政策課副課長 次回予定しております4章の11番、具体的には4章、安心安全な環境保全社会づくりのほうの11番、大気環境の保全、こういったところで御議論いただく予定でございます。

○畠山委員長 よろしいでしょうか。

はい、どうぞ、小堀委員。

○小堀委員 先ほどの環境を守り育てる人材育成に話を戻させていただきますが、やはり環境を守る人材育成は非常に大事だと思います。学校教育だけでなく学校教育以外のところで子供たち、未来世代をいかに持続的に育てていくかということが大変大事だと思います。それに加えて一般の人の社会教育です。

そのときにもうちょっとここに書かれている以上に継続的に環境教育を実践できる場があると思います。例えば埼玉県には、自然史博物館のようなものがありますか。あれば博物館での活動や友の会を活用して、小さい子供とその親が色々な活動に参加して、人材育成が可能だと思います。小さいときにそこですばらしい自然を発見したり、楽しい活動や生き物の不思議などを知る体験をすると、それが原体験となって一生続くんですね。そういう意味で、公民館なども活用するのが有効だと思います。これから大きな上物をつくるというのは無理だと思いますが、既に環境の保全と人材育成をミッションとしている博物館やかつての公民館などの組織を活用して、県民が読んだときに、自分はここへ参加すればできるんじゃないかと思い、行動につながるような具体的な提案をもう少ししていただくのがいいかなと思っています。

○畠山委員長 いかがでしょうか。

ちょっとお待ちください。県のほうから今お答えいただきますので。

○山野環境政策課長 今例えば子供たちの環境教育ということで、エコクラブというものがございます。埼玉県は全国一、実はエコクラブの数が多いということで、その発表の場を11月にエコフェスティバルというような形で継続的に行っております。そういった取組のほかにも、例えば先ほど自然史博物館のお話がありました。環境科学国際センターというものが埼玉県にはございまして、ここは研究もちろんそうですし、外国への支援というのものもあるんですけども、実はその柱の一つに環境学習を立てております。そういったところで様々なイベントのほか、彩の国環境大学というものを大人の方を対象にやっております、そこで学ばれた方が先ほど申し上げましたような環境アシスタントというような形になって、地域地域に行ってその知識をどんどん広めていただくというような好循環をつくるような仕組みも取り入れているところでございます。

○森田環境政策課副課長 事務局からちょっと補足をさせていただきますと、資料3の第5章の19番、環

境を守り育てる人材育成というところで、委員御指摘のまさしく自然の博物館の取組ですとか、先ほど課長が御説明させていただきました環境科学国際センターの取組等については、具体的にこちらから提案をさせていただきます、議論させていただく予定になっております。

○小堀委員 優良事例はいいと思うんですけども、それをいかに広げていくかという視点も盛り込んでいただけるといいかなと思います。現実には自宅からせいぜい1キロぐらいの場所へしか持続的に参加ができないと思いますので、拠点、コアをどうやってやはり県全体へ広げていくかが重要かと思っています。

○畠山委員長 では、詳細は次回ということでまた御議論いただきます。

じゃ、小野委員どうぞ。

○小野委員 すみません。3ページの下の方の2つのこま、「第4次計画策定後の環境分野の変化（災害廃棄物等）」、その下の「災害に強い地域づくりの推進」とあるんですけども、この中に「災害廃棄物処理計画作成」とありますよね。その下は、「災害への備えを取り扱うこと」としてありますと書かれた2つのこまがありますけれども、実際に災害に対してどのように環境を保全し、維持するのかなということが見えないので、その辺どういうふうに書かれるのですか。災害の処理計画は環境基本計画とは別だと思えますね。環境基本計画の中には、どういう災害に対して環境を保全し、もしくは維持していくことを書かれる必要があると考えますが、ちょっとその趣旨が見えないので、その辺説明していただければ。

○畠山委員長 では、県のほうから。

○豊田資源循環推進課長 すみません。まず、災害廃棄物処理計画のほうでございますけれども、こちらについては想定される災害の被害の状況ですとか、それをいかに迅速に処理していくか。それから処理に伴って必要となる環境対策などについても取りまとめていく予定でございます。それに伴って、例えばそういう大気ですとか水とかそういったものにどういう影響が出るかということもある程度想定した上で、そういったものができるだけ被害を少なく、影響を少なくするような計画というものをこれから検討していきたいというふうに考えております。

○畠山委員長 よろしいでしょうか。

ほかに、じゃ、滝澤委員、どうぞ。

○滝澤委員 2ページの生物多様性のところで、増え過ぎてしまった部分の特定鳥獣について食用へということで、御回答に関してもっとも、ジビエ料理としても地域振興に役立てるというところに関しては推進していただきたいと思います。環境計画の中で生物多様性、このことが食用としてなっていく場合は、食の安心、安全にも関係してくる部分ですが、現時点では事業者及び県の二重の放射性物質検査をした上で、提供してよいということの住民への可視化と情報の提供が私たちはよくわかっておりません。今、ジビエ料理ははやっているようなニュースも聞きますが、生物多様性の管理をしていく上で、食用という部分に関する計画からはちょっと違ってくるのか、または食の安心、安全のほうとも関連で規制というのが事業者に対してもっと明確にきちんとなされていくのか、そのあたりの今後のお考えを少しお聞きできればと思います。

○畠山委員長 じゃ、県のほうからお願いします。

○野口みどり自然課長 みどり自然課でございます。

環境部で今やっていますのは、野生鳥獣のシカとイノシシについて、放射性物質の測定をやっております。ジビエ振興は、あくまで放射性物質を事業者が検査して、簡易測定で検査をして、今度県がゲルマニウムで検査をしているんですけども、それを食用を含めて活用していいよというところまででして、ジビエ振興になりますと、今農林部のほうで基本的にやっているんですね。その活用策については、また放射性物質の影響がないと判断できたら、実は27年度は放射性物質が出ていないんです。2年連続で出ないと、今度検査しなくていいという形がとれますので、その段階で一気にその辺のジビエ料理の形が農林部のほうで進められるというふうに考えております。一応今そんな対応になっております。

○畠山委員長 よろしいでしょうか。

ほかには、特にございませんでしょうか。

じゃ、小堀委員どうぞ。

○小堀委員 生物多様性についてですが、シカ、イノシシが非常に増えており、全国的に問題になっています。生物多様性の保全ということからしますと、現在の個体数を把握し、どれくらいの被害額があり、年間にどのくらいの頭数の駆除を行ったら効果があるかなどのデータや予測に基づいた計画が立てられているのが望ましいと思います。全体的なそういう対策はどこかに描かれていますでしょうか。

○畠山委員長 いかがでしょうか。

○野口みどり自然課長 実は被害対策のほうも役割分担としては農林部の役割分担になってしまいます。環境部のほうでは、被害が出ないように、シカを捕まえるというのが環境部のほう、それから被害が農地とかに出ないようにそれを防御するというのが農林部の役割になっていまして、うちは捕まえますと、農林部は守りますという役割分担になっておりまして、計画の中では捕まえるというところまでが記載されております。

○小堀委員 私が御質問したのは、捕まえるか、捕まえないかではなくて、どれくらいの時間、エネルギー、資金を投入してどのような効果があるかの大枠の計画がないと、対症療法で、実効性のある駆除対策にはならないと思います。そういう計画、大枠の根源的な対策、それを示すのがこの計画ではないかなと思っていますが、いかがでしょうか。

○野口みどり自然課長 シカの捕獲の計画ですが、1年間に3,000頭捕まえるという数字を出しております。この数字というのは、今県内にシカが約1万頭いるというベースがございまして、シカは1年間に1.2倍に増えるという数字があります。ですので、捕まえないと1万頭が翌年には1万2,000頭になるという形になりますので、2,000頭とればふえないという状況がつかれます。それでさらに1,000頭プラスをして、3,000頭とっていったら、そうすれば1,000頭分が毎年減ると。ベースがまた下がってくるのでさらにだんだん減ってきますけれども、それでとりあえず五、六年やれば半減、目標を半減目標にしております。半減目標というのは、これ環境省のほうで日本全国の鹿は半減しますというのを去年計画を立てました。都道府県がそれぞれ取り組んでいるんですけども、埼玉県は10年ではなくてその半分ぐらいで何とか半減しようということで、毎年3,000頭とっていくという計画を

打ち出しております。一応そんなことで半減を達成するというところで計画しているところでございます。

○畠山委員長 では、よろしいでしょうか。今日はほかにもたくさん議題がございますので、委員の質問、意見に対する回答というところはこのぐらいにさせていただきたいと存じますが、特にぜひという御質問、御意見がございましたら受けませんが、いかがでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○畠山委員長 それでは次に、2番目の議事でございますが、長期的な目標1、新たなエネルギーが普及した自立分散型の低炭素社会づくりについてということで県から御説明をお願いいたします。

○森田環境政策課副課長 先ほどに続きまして、環境政策課の森田から説明させていただきます。

お手元の資料にA3の横長の資料、三つ折りしているものがございます。そちらのほうを御覧いただきたいと思います。

前回の小委員会におきまして現状と課題、将来像につきまして御説明をさせていただいたところでございます。今回は、その将来像に若干触れた後に今後の施策取組、施策指標を中心に説明をさせていただきます。

資料の2、1ページを御覧いただきたいと思います。

1の新たなエネルギー社会の構築についてでございます。その将来像でございます。

地域で使うエネルギーを地域でつくり出す分散型のエネルギー利用が進み、低炭素で環境への負荷が少なく、効率的で低コスト、災害に強い新たなエネルギー利用が実現した社会を目指します。これが将来像でございます。

次に、今後の施策及び取組についてでございます。

表のほうを御覧いただきたいと思います。

(1) 水素エネルギー活用社会の構築については、新たな取組といたしまして①燃料電池自動車の普及を促進するとともに、②水素利用等に関する事業者の先進的な取組への支援を行うなど、水素社会実現に向けた取組を推進してまいります。

(2) 再生可能エネルギーの普及拡大におきましては、①快晴日数日本一という本県の強みを生かし、引き続き太陽エネルギーの導入を促進いたします。

②バイオマスエネルギーの導入を促進します。

新たな取組としまして、③地中熱など再生可能エネルギーの導入を促進してまいります。

(3) コージェネレーションの普及拡大におきましては、新たな取組といたしまして電気と熱を同時につくり出すエネルギーを効率的に活用できるコージェネレーションシステムの普及拡大を図ってまいります。

(4) エコタウンプロジェクトの全県展開におきましては、既存住宅のスマートハウス化等により、エネルギーの地産地消を目指す埼玉エコタウンプロジェクトを県民、市町村、民間事業者とともに連携を図り全県に拡大してまいります。

右側のほう、2ページのほうを御覧ください。

施策の指標でございます。ここにつきましては、新たな指標としまして、県内総電力使用量に対す

る再生可能エネルギーによる発電量の割合でございます再生可能エネルギーの電源構成割合といたします。参考に現状値を記載してございます。

続きまして、1枚おめくりいただきまして3ページを御覧ください。

地球温暖化対策の総合的な推進の将来像につきましては、事業活動における低炭素化や家庭、運輸部門における省エネ化、環境負荷の少ないコンパクトなまちづくりが進み、再生した緑と川に彩られた低炭素な田園都市の集合体となっていることを目指します。

次に、今後の施策と取組についてでございます。表の(1)低炭素型で活力ある産業社会の構築は①目標設定型排出量取引制度の推進及び②地球温暖化対策計画制度の推進では、温室効果ガスを多量に排出する大規模事業者などの対策を進めます。

③事業者における省エネルギー対策の促進では、中小企業などに対する各種支援を充実させてまいります。

(2)低炭素型ビジネススタイルの転換では、①業務・オフィススタイルの見直しで働く人たちへの意識や行動について温暖化対策の視点から見直しに取り組んでまいります。

②建築物・設備の低炭素化の推進では、建築物・設備の省エネ、環境制度の向上対策を進めてまいります。

③県有施設における新技術、省エネルギー設備の導入を進めてまいります。

右側4ページを御覧ください。

(3)低炭素型ライフスタイルへの転換では、①省エネ家電・設備などの普及促進。

②住宅の省エネ対策の推進に引き続き取組ます。

新たな取組としまして、③環境負荷の少ない住まい方・暮らし方の促進では、ルームシェア、ウォームシェアなどの新しい住まい方のあり方の取組やクールシェアやウォームシェアなどの普及拡大に努めてまいります。

④CO₂排出量の見える化や削減行動の促進では、パソコンなど家庭のCO₂排出状況や省エネ対策などが把握できる埼玉ウェブ版の家庭のエコ診断の県民の受診を促進します。

低炭素社会に向けた環境学習も併せて推進してまいります。

(4)環境に配慮した交通の実現では、①EV・PHVなど次世代自動車の普及促進を進めてまいります。その啓発を進めるとともに、充電インフラの導入も促進してまいります。

②営業用自動車のエコ化の促進では、低燃費車導入を促進してまいります。

③エコドライブの普及では、全ての自動車運転者を対象に普及促進を図ります。

④公共交通機関や自転車への転換の促進では、自転車通行帯の設置など、利便性の向上などにより利用促進を図ってまいります。

(5)豊かな県土を育む森林の整備・保全では、二酸化炭素の吸収、貯蔵機能の向上を図るため、森林を整備してまいります。

(6)地球温暖化への適応策の推進では、本県における温暖化の影響を踏まえ、適応策について積極的に取り組んでまいります。

(7)フロン類の管理の適正化の推進では、新たな取組として①フロン類のモニタリング調査、②

フロン類の管理の適正化では、フロン排出抑制法の遵守の働きかけなどに取り組んでまいります。

施策指標といたしましては、継続の指標として次世代自動車の普及割合、新たな指標として家庭部門の温室効果ガス排出量を人口で割った家庭内のエネルギー消費に伴う1人1日当たりのCO₂排出量、継続指標として産業・業務部門における温室効果ガスの排出削減量の3つといたします。

続きまして、5ページを御覧ください。

ヒートアイランド対策の推進の将来像は、人工排熱の低減や身近な緑の創出などによりヒートアイランド現象が緩和した過ごしやすく安心、安全な都市空間を目指します。

今後の施策及び取組についてでございます。

(1) 人工排熱の低減。①建物からの排熱の抑制では、省エネルギー対策を強化し、住宅、オフィスビル、工場からの人工排熱の削減を促進します。

②自動車からの排熱の抑制では、自動車の過度の利用の見直しなどに取り組んでまいります。

(2) 地表面や建物の蓄熱の改善。①人工被覆面等の緑化では、壁面緑化や屋上緑化など身近な緑の創出などに取り組んでまいります。

②建物の遮熱化と蓄熱対策の推進では、省エネ性能向上や遮熱性塗装の普及などを推進してまいります。

(3) ライフスタイルの変革では、省エネ家電の普及、適切な冷暖房温度の設定など、ヒートアイランドに対応したライフスタイルの変革に取り組んでまいります。

(4) 暑熱対策の推進。①熱中症対策と適応策の推進では、クールシェアスポットの拡充を図るとともに、②感染症リスク増加への適応策の推進に取り組んでいきます。

右側6ページを御覧ください。

施策指標は、継続指標として身近な緑の創出面積、新たな指標として校庭芝生化による緑化面積のほか、温室効果ガスの削減がヒートアイランド対策につながることから、地球温暖化対策の総合的推進の3つの指標を再掲として加えています。

説明は以上でございます。

○畠山委員長 ありがとうございます。

ただいま長期的な目標の1について説明がございました。施策展開の方向ごとに議論を進めていきたいと思っておりますので、まず初めにこの施策展開の方向の1の中で1番、新たなエネルギー社会の構築という部分について何か御質問があればお願いいたします。

小川委員、どうぞ。

○小川委員 それでは、この部分は私の専門分野でもありますので、最初に質問ということで少し確認をしたいことが何点かあります。1点目は現状と課題の文章の一番下から2行目ですね。水素エネルギーが注目され、県内でも効率的で環境負荷の少ないエネルギーと書かれています。環境負荷が少ないという部分は直感的にすぐ分かりますが、効率的だというのは何をもちいて効率的だと判断しているか分からなかったもので、そこを少し説明してください。2点目は、同じような意味合いで将来像の2行目に、効率的で低コストと書かれています。この点を特にクローズアップできる要素は何なのかが分かりにくかったのでお聞きしたいと思います。

質問の3点目は、(1)の取組の新しい②で水素社会実現に向けた取組の推進が書かれていますが、これ具体的にはどういう取組を埼玉県でやるとよいと考えて、この項目を上げているのかわからなかったもので、御説明をいただきたい。まずは最初にこれらの質問をお答えいただければと思います。

○畠山委員長 それでは、お願いします。

○山野環境政策課長 まず、御質問の後段のほうの水素社会の実現に向けた埼玉県の取組の方向性でございますが、埼玉県といたしましては、まず身近なところからということで、FCVでありますとか、エネファームでありますとか、そういった生活関連の部分を県の助成も使いましてどんどん広めていこうということで、あわせて水素ステーションの整備というようなところをやりつつ、それを基本路線としながら新たな取組ということで、例えば下水道から水素をつくる、下水汚泥からつくるとか、そういったチャレンジ的のことも同時にやっていこうと。さらに加えて、業務用の燃料電池という普及がこれからだというふうに考えておりますので、象徴的な施設でモデル的にちょっと大規模なものを使っていくというような3つの柱で来年度以降進めていきたい。

さらに申し上げれば、内陸県ということで副生水素というものがありませんので、できれば水素貯蔵の交通網を利用した、高速道路網を利用した水素貯蔵網みたいなものを何かうまく構築できないかなというのがまだこれは夢なんですけれども、例えば今その17号のところに、東京ガスがオンサイトの水素ステーションを来月あたりオープンいたします。そこにガスタンクがありまして、そのガスでつくった水素を東京に持っていくというような取組も始めているようでございますので、そういった取組はまだ小さいんですけれども、埼玉発のエネルギー発信みたいなものができないかなという構想を一つ念頭に置きながら進めていきたいというふうに考えています。

あと効率性の部分につきましては、ちょっと担当のほうから御説明いただけたらと思います。

○環境政策課 環境政策課です。水素に関する効率性の部分は、今課長のほうが申し上げました燃料電池に関しまして、これが従来のレシプロのエンジンであるとか、発電機に比べてエネルギー効率がいいということが言われておりますので、その部分をいって効率的で環境の負荷の少ないというふうに書かせていただいております。

将来像のほうの効率的の部分は、この水素に関するエネルギー効率に加えまして、エコジェネであるとか、そういった部分で効率的なエネルギー利用が進められるというふうに考えておりますので、そういう記載をさせていただいたところでございます。

○小川委員 水素を利用するという観点だけに立つと効率的という部分も出てくるかもしれないが、水素は二次エネルギーですから、もとのエネルギーが何かあってそれで水素をつくり出して使うというステップを経ることになります。その全体を通してみると、本当にほかのものと比較して効率的かどうかは、かなりのチェックが必要だと思います。その意味で単純に効率的と言って大丈夫かを心配しましたので、質問したということです。わかりました。

それでは、意見を申し上げたいと思います。1点目は3でコージェネレーションの普及拡大という新しいテーマの取組を入れていますが、コージェネレーションの普及拡大を考えたときに一番肝心なポイントは、電力と熱のバランスが適切にとれるという点です。また、熱は電気に比べると短距離しか輸送ができないので、熱がある程度需要として確保でき、バランスよくオペレーションができるこ

とをしっかり考えて、具体的に進めることが重要だと思います。この目途が一定の形で立つかどうかをきちんと吟味して、この項目のリストアップを考えたほうがよいというのが1点目です。

2点目は施策指標として再生可能エネルギーの電源構成割合を新規で掲げていますが、ほかの施策を見るとこの1、2、3、4にある程度対応して違う分野のことを取組に挙げ、それぞれに施策指標を何で確認するか提示しているように思います。その意味ではエネルギーに関する4つ今後の施策として挙げられているものでも、具体的に施策指標を工夫したほうがよいと思います。例えばコージェネレーションであれば、再生可能エネルギー電源の構成割合と重複するかもしれませんが、というのが現状の課題で8%の数字が出てくる分散電源による発電量の割合が考えられます。4のエコタウンモデルの全県展開ということであれば、エコタウンモデルとして展開できた件数などを例えば入れていくとかですね。水素の活用はなかなか難しいかもしれませんが、燃料電池自動車の埼玉県における保有比率などが考えられると思います。その辺を具体的に考えて、施策指標で取組をきちんとチェックできる構造を工夫したほうがよいと思います。

以上です。

○畠山委員長 県のほうとしてはいかがでしょうか。

○山野環境政策課長 コージェネレーションのほうでございます。確かに熱を使わないとこれは効率性が落ちてしまって、今課題は果たして熱の需要があるかというところでございます。こういうところをしっかりと見きわめていきたいと思ひますし、できれば面的にですね、1個の工場だけだと難しいので、工場団地みたいところで面的に融通できないかとか、そういったところも含めて考えていきたいと思ひております。

それから、指標の点につきましては、御指摘のとおりだと思いますので、ちょっと工夫をさせていただきますと思ひます。

○畠山委員長 ほかに何か1番について御質問、御意見ございますか。

鈴木委員、お願いします。

○鈴木委員 1ページの表の3ですね。コージェネレーションの普及拡大のところでございます。当県におきましても太陽光発電の導入でかなり成果を上げているというふうに認識をしております。その中で太陽光発電の普及には、固定価格買取制度というものがあり、これが支えるフレームとして機能したという認識を持っております。コージェネレーションに対してはどのような仕組み、施策を考えているのかあるいは県の独自性の発揮というものが望ましいですけれども、全国や世界の成功例を参考に当県として何ができるのか、何が課題か等についてあるいはまた体制づくりはどのようにするのか、こういった点について具体的にお考えがあればお聞かせ願ひたいと思ひます。

○山野環境政策課長 コージェネレーションにつきましては、自立分散型の電源を確保していく上で、かなり大きな柱になるというふうに私ども考えております。ただ、埼玉県はコージェネレーションの普及が千葉県でありますとか東京都、それから神奈川県、こういった沿岸部の都県と比べて若干おかれているところがございます。そういった中でも例えば食品業とか、食品製造業とか、そういった熱を使う需要がまだまだ埼玉県内の産業基盤としてありますので、そういったところに重点的にコージェネレーションの普及拡大を広めていきたいというふうに思ひております。そのために今年度も

既にコージェネレーションにつきましては、国の補助も出ております。これに県の補助を上乗せする形で2分の1ぐらいを目標にですね、要するに半値で買えるようになっております。ただ、これがまだコスト的にかかなり高いと。それと半分もらえるからすぐ買い替えるよということではなくて、やはり既存の施設の更新に合わせてというようなことがございますので、今年もそうなんですけれども、来年度もそのような要するに支援の取組を継続して、そういった熱需要の特に高いようなところをモデル的に広めていきたいというふうに考えております。

○鈴木委員 ありがとうございます。

○畠山委員長 手短に。

○小堀委員 2番目の再生可能エネルギーの普及拡大のバイオマスエネルギーの導入促進ですが、これ新しい施策ではないということなんですが、バイオマスは持続的、継続的でしかもコスト的に見合うというのはなかなか難しい気がしますが、過去の導入実績、それからまたこれを今回取り上げた意味というのを今言った視点で施策として成り立つのかどうか、それをお伺いしたいと思います。

○山野環境政策課長 バイオマスエネルギーといいますと、本県の場合、例えば木質バイオマス、秩父がございまして、こういったところに木材がかなりあるというふうに思っております。ただ、これを搬出してきて、そこで製造して売るといふビジネスになるかといったところで、今なかなか難しい問題があります。それについては昨年度も企業さんが早く進出して取組をされようとしたところもありますけれども、そういったところを今支援しているところでありまして、これが商売になって成り立っているかという、なかなか難しいところがあります。ただ、今後木質バイオマスの可能性ありますとか、そういったものにつきましてはかなり本県としても期待しておりますので、そこはまだまだちょっとチャレンジの部分がありますけれども、また成果としてどのくらいあるかというところのほんのわずかです。これをどんどん拡大していきたいというふうに思っております。

併せまして、バイオマスといいますと、下水道についても民間企業さんと一緒に水素までやるのもありますけれども、バイオガス、メタンガス発酵でやる取組も県の施設でやろうとしておりまして、こういったところをどんどん拡大していきたいというふうに思っております。

○鈴木委員 1ページの4番のエコタウンモデルの全県展開についてでございます。お尋ねしたいと思います。

これは現在ご承知のように東松山市、本庄市、秩父市、坂戸市、寄居町ですか、こういったところで既にモデルとして実施しておりまして、相応の成果が出ているというふうに認識しております。この中でこれをさらに全県展開するに当たって、各市町村の担当者への啓発というものが非常に重要なポイントになってくるかと考えております。その中で、各級レベルの研修であるとかあるいは関心のある若手を中心にプロジェクトチームを発足させるとか、あるいは研修に当たっては、講師を先進都市の先ほどモデルでやったようなところの担当者を配置する等の工夫が望まれます。体制について考えていることがあれば教えてください。

○松山エコタウン課長 一定の成果が出ているという御報告いただきましてありがとうございます。

エコタウンに関しましては、今お話があった、本庄、東松山、寄居、坂戸、秩父において3年間取り組み、一定の成果、例えばエネルギーの削減率につきましては22.5%をモデルとして達成しており

ます。それを受けて、現在、地域特性の違うところでモデルをもう1回やろうということで、本年度の4月に公募をかけまして、全市町村の中から手を挙げていただき、所沢市と草加市で新たな取組として進めております。3年間で成果があって、そこがまた所沢、草加、違うところでやって、どういう形でモデルができ上がるかというところを受けて、改めて全県展開という形をとっていきます。今御指摘いただいたように全県展開においては、市町村でどうやっていくかということが課題としてあります。御指摘いただいた事項も含めていろいろ検討はしておりますが、現状では今はまだそこまでは至っておりません。それよりはむしろ新しいところで、地域特性の違うところでまずもう1回チャレンジをすることで進めております。

以上です。

○鈴木委員 ありがとうございます。

○畠山委員長 ありがとうございます。

それでは、ほかにも重要な検討事項がございますので、一旦次の項目に進ませていただきまして、施策展開の方向の2という項目につきまして、御質問、御意見等ございましたらお願いいたします。

地球温暖化対策の総合的な推進の項目ですね。

じゃ、小堀委員、どうぞ。

○小堀委員 今後の施策の5番目の豊かな県土を育む森林の整備、保全というのでCO₂の吸収源対策と書いてありますが、吸収源ということは新しい木を植えて、成長するときに光合成のCO₂を吸収するというので、これは新たな植林をしない限り吸収源になり得ないわけですね。実際にそれだけの面積の植林をしたりすることが可能なかというのを伺いたいと思います。

○畠山委員長 いかがでしょうか。

○森づくり課 農林部森づくり課でございます。

新たな植林をしたほうが吸収量が上がるというのはそのとおりでございます。ただ、新たに森をつくるということは、若干そういった取組をしておりますけれども、そう大きな面積は植えられないというのも事実でございます。今推進しようとしておりますのは、スギの木等の人工林がかなり高齢級化しております。木も生物ですので、年をとればとるほど吸収力は落ちていきます。樹齢が上がってしまった木を伐採して、それを若い木に植え替えるというような取組を推進しようということで施策を打っております。もちろん、伐採した木は、住宅等に利用されるということになりまして、切った木を住宅等に利用することで、切った木がさらに炭素として固定されるということも願っております。そういった二重の意味から高齢化した木を切って、若い木に植え替えるというようなことを施策として進めようとしているところでございます。

なお併せて、まだ伐採するような林齢になっていない森林についても、適正な状態、余り込み入って光が入らないような暗い森林ですと下草等が成長せずに森林の機能が衰えていきますので、そういったことがないように伐採期に達していない森林についても適正な森林の状態を保つための森林整備をあわせて進めていきたいと考えております。

以上です。

○畠山委員長 よろしいでしょうか。

ほかには御意見、御質問等ございますでしょうか。

鈴木委員、どうぞ。

○鈴木委員 3ページの表の(2)のところでございますが、低炭素型ビジネススタイルへの転換の中の2番、建築物・設備の低炭素化の促進というところで御質問です。新築時の場合と既存の建物あるいは設備の場合とあります。新築時は働きかけにより、比較的施策の展開がしやすいかと思うんですが、既存のビルや設備にはどのように対応していくのでしょうか。お尋ねします。

○畠山委員長 今の点いかがでしょうか。

○安藤温暖化対策課長 温暖化対策課でございます。

既存のビル・設備につきましては、大規模なオフィスビル等、埼玉県内にも幾つかございますけれども、そういったところにつきましては目標設定型排出量取引制度、こちらがかかってまいります。第1計画期間ですと8%削減、それから第2計画期間ですと15%の削減というものが基準排出量から求められるというような形でございます。例えば照明を交換するとか、空調のほうを改善するとか、そういった形で達成をしていくというような形になってございます。

それから、例えば住宅などにつきましては、特に熱効率の点からいきますと、二重窓化というようなものが手軽にできるという部分がありますので、そういったものにつきまして普及啓発などをしていきたいというようなことも考えております。そのほかにも住宅ですと、外壁とか屋根とかいろいろところで改善の余地がありますので、そこに対する工夫というものをしていきたいというふうに考えております。

あと、ちょっと前後しましたけれども、大規模じゃない事業所ですね。こちらにつきましては省エネ設備の補助というようなものがございますので、そういったものの利用を呼びかけております。

以上でございます。

○鈴木委員 ありがとうございます。

○畠山委員長 いかがでしょうか。

滝澤委員。

○滝澤委員 4ページの番号3の取組の③新のところで環境負荷の少ない住まい方、暮らし方の促進という部分で、本来市民一人一人が考えるべき内容であります。新規にこのことを進めていくに当たってどのような何か具体的な提案なり、そういうものをお持ちかどうか。それは⑤の今までも取り組んでおられる環境学習の推進という部分ですが、CO₂削減というのはなかなかふだんの暮らしの中では思い描けない部分もありますので、もし御一緒にそういうことの部分でかかわっていかれたら、生協の組合活動としては進めたいと思うので、教えてください。

○安藤温暖化対策課長 ありがとうございます。

2点ほどあったかと思えます。まず、1つが環境負荷の少ない住まい方、暮らし方促進の部分でありますけれども、最近の時代のトレンドといていいのかわかりませんが、いわゆるシェアという考え方が出てきています。カーシェアですとか、ルームシェアですとか、そういった潮流がありますので、こういったものを捉えまして、例えばですけれども、ルームシェアみたいなものが広げられないかどうか、どうやったら広がるのか、こういったところにつきまして現在実験中であります

けれども、この成果を見ながら広げ方というようなものを検討していきたいというのが1つでございます。

それから、特に今やっている学習等の直接の関連はないんですけれども、クールシェア、ウォームシェアという形で、例えば夏場であれば涼しい図書館だとかあるいは喫茶店などにみんなで集まってもらえば、家庭のほうのエアコンを切っていきますので、家庭部門の対策として有効だろうというような考え方のもとに、市町村と連携をいたしましてこういうクールシェアスポットというようなものを広げていくというようなものを考えてございます。

それからあと環境学習の関係であります。今委員おっしゃられたように、いろいろな団体との協力というものが不可欠かというふうに考えておりますので、いろんな学習の機会などで一緒にノウハウを持ち寄って、それから住民の方と身近なところでの団体などとぜひ連携をさせていただき、県政出前講座というような取組に乗かったりあるいはそれとは別にいろいろな形で連携したいなというふうに考えております。

以上です。

○畠山委員長 ありがとうございます。

じゃ、小川委員どうぞ。

○小川委員 幾つか質問があります。1点目は確認のためにお答えをいただければと思います。この委員会に初めての参加ですので、3ページの(1)の取組②で地球温暖化対策計画制度の推進とありますが、これは、具体的に埼玉県の中で特定の制度があって、それを事業者にしていただくものか、もっとゼネラルな意味で言っているのか、最初にお答えいただけますか。

○安藤温暖化対策課長 この地球温暖化対策計画制度ですけれども、これにつきましては県の温暖化対策条例に基づいて提出を求めているものでありまして、一定規模以上のものにつきまして正確にいうと原油換算で年間のエネルギー使用量1,500キロリットル以上とされていますけれども、その事業者に関しましては義務づけという形になっています。それ未満のものにつきましては任意で提出をいただき、基本的には現在これぐらいのエネルギー使用量、CO₂排出量などで、それを何年かけてこういうふうに下げていくというような計画を出していただくという制度になっております。

○小川委員 わかりました。

次に、(4)の環境に配慮した交通の実現の①に、EVとPHVなど次世代自動車の普及促進とEV、PHVを出していますが、その前に議論した新たなエネルギー社会の構築では、水素エネルギーの活用社会ということで、燃料電池自動車をピックアップしています。燃料電池自動車を大きく取り上げるということであればここでも出してあげたほうがよいと思います。そうでないと一方で燃料電池自動車で、他方でEV、PHVになるのはなぜといった素朴な疑問が出てくると思います。少し整理されたほうがよいと思います。

さらにお聞きしたかったのは、6の地球温暖化への適応策の推進ということです。地球温暖化問題の一番典型的な適応策は、海面上昇した場合に堤防をつくって抑えるといったことになると思いますが、埼玉県で地球温暖化への適応策を行うとすると、具体的に何をするか直感的にわかりません。都市部での緑をふやすとか何を指しているのか少し確認したいと思います。

○畠山委員長 その辺をお答えいただけますか。

○安藤温暖化対策課長 2点、大きくあったかだと思います。1つが自動車の関係でありますけれども、温暖化対策につきましては、ストップ温暖化埼玉ナビゲーション2050の改定作業というのが昨年度ありまして、その時点ではまだFCVが実際に世の中に走っていなかった段階だったものですから、EV、PHVという形で書いておりますけれども、認識としてはFCVも含めた形で、いかにCO₂を減らすかという観点からの記述になってまいりますので、そこにつきましてはまたよく調整をして、御理解いただけるような表現にしていきたいなというふうに考えています。

それから、2点目の埼玉県の適応策の部分でありますけれども、今、庁内で埼玉県の影響というのはある程度予測がほぼほぼできてまいりまして、その中で影響の深刻さですとか、起こり得る確実度とっていいのかわかりませんが、その辺を整理した上で、大きくは特徴的なのは4つ考えております。1つが米の関係であります。白未熟粒が大分暑さによって発生してきていますので、そこにつきましては品種改良を加えていくと、これによって生産を維持あるいは拡大させると、ある面、チャンスになってくるというような捉え方もしているところでございます。

それから、あとは洪水ですね。これから、降ったときには大雨になるということが温暖化の影響ということで言われていますので、洪水につきましてどういうふうに対応していくのか。堤防のかさ上げもあるにはありますけれども、一定の限度もありますので、そこについてはソフトを絡めた形で対応しているというような形で聞いております。

それからあとは、同じ雨ですけれども、内水ですね。いわゆるゲリラ豪雨といいますか、ハードな面ですね。そこにつきましてはそういった排水機能をそろえとか、下水道と組み合わせるとか、そういった形での対応というものを対策として講じていこうというふうになっております。

それからあと、住民が多いということもありますので、暑さ対策というものが考えられております。100年たつとかなり気温も上がってくるというようなこともありますので、熱中症の恐れですとか、健康被害というようなこともあります。それにつきましてこれは普及啓発が中心になってくるかと思いますが、そういったところへの対策というものを現在整理しておりまして、全体として国も適応計画をつくりましたので、それに合わせた形で、計画という形になるよりは、むしろ具体的な対策をとっていくのが大事だという認識もありますので、対策の具体化に向けて、この環境基本計画も含めて対応していきたいというふうに考えています。

○小川委員 次に、表の(7)にフロン類がありますが、オゾン層の破壊につながるフロンに関しては、国際的に全廃とか、きちんとした管理ということで徹底されていると思います。地球温暖化問題で着目しないといけないのは、むしろオゾン層の破壊をもたらさないことで開発された代替フロンが実は大気中に放出されてしまうと、非常に強い温室効果を持ってしまう点です。代替フロンの管理に温暖化対策としては、着目する必要があると思いますが、フロン類と書いているので、どちらを意識して書いているのかわかりません。この点を少しお聞かせいただけないでしょうか。

○水井大気環境課長 これにつきましては大気環境課からお答えさせていただきます。

こちらに新規とありますけれども、実際にはこれまでフロン類の抑制の法律等に基づきましてやっている施策がもちろんございます。今お話にありましたフロン類は大きく分けて3つございます。一

つは従来から使われていましたCFCと呼ばれるオゾン層破壊係数が大きいものです。これについては、(7)の①のモニタリング調査で確実に効果が出てきて、埼玉県の見測でも減っていることを確認しておりますが、まだ回収して破壊するというを進めております。

それから、代替フロンは、オゾン層破壊能力があるものとないものと2種類に分かれていますが、これらについては低減の効果がまだ十分に出ていません。先進国で2020年に全廃ということで進めているオゾン層破壊能力のあるものと、さらにその先、温室効果はあるがオゾン破壊能力のないそのまま使用していいというものがございます。

これらのフロン類については、使用時につきましても外に出さないということで昨年4月に法律が改正され、管理者の責務ということで点検等が強化されました。これについてしっかりやっというということで、(7)の②管理の適正化の中に書き込んでいきたいと考えております。

○小川委員 わかりました。ありがとうございます。

最後に、施策項目が1から7まで7つありますので、全部をカバーするのは大変かもしれませんが、例えば5の項目ならば、後ろに出ている指標が関係ありますので、再掲の形で出してもよいと思います。6の適応策も具体的内容を特定しているのであれば、その進展を示す施策指標を掲げるとよいと思います。

以上です。

○畠山委員長 それでは、大分時間も迫ってまいりまして、議題3のほうで議論している時間がなくなってしまうので、まだ議題2のほうなんですけれども、議題2の3について御質問、御意見ございましたらお願いいたします。

小川委員、どうぞ。

○小川委員 細かい点は時間の関係があるので省略したいと思います。一番気になっている点は、ヒートアイランドの原因です。それはむしろ非常にローカルで局所的な都市部などの排熱が原因で引き起こす問題だと思います。この局所的な原因の話と地球温暖化で気温が上がるという話が一緒くたになっていないか大変心配しております。施策のめり張りをつけるという点では、グローバルな地球温暖化対策でやる内容と局所的なヒートアイランド対策でやる内容を分けて、対策としてのめり張りをつけるという発想のもとで整理をしたほうがよいと思います。

それからヒートアイランドは、埼玉県内の都市部が原因で起こっている部分もあるでしょうが、南のほうの東京都とか、神奈川県で大きな排熱が行われて、それが埼玉県に影響を与えている部分もあるはず。その意味で抑制策は、埼玉県の中でどういう内容が意味を持つか考えないといけないと思います。どちらかというと埼玉県は外からの影響が強くと出ていると思いますので、むしろ緩和策が埼玉県の中でできることとしては重要になるのではないかと思います。この点を少し整理した上で、ヒートアイランド対策を重要な問題として取り上げ、温暖化対策とは区別した位置づけを持たせて整理をしたほうがよいと思います。

そういう観点に立った場合、施策指標で、緑を創出する部分は緩和策として重要な部分であると思いますが、その下の次世代自動車の普及割合とか、家庭内のCO₂、産業部門のCO₂削減は温暖化対策でむしろ取り上げられるべき指標です。ヒートアイランドの抑制策として考えるのであれば、都

市部の排熱などを具体的に抑えることができる対策の成果を指標に考えて、計上したほうがよいと思います。下の3つの指標に関してはグローバルな温暖化対策に適切な指標だと思いますが、ヒートアイランド対策には、必ずしも適切でないと思いますので、少し御検討をお願いしたいと思います。

○畠山委員長 特に隣県からの熱の移動とかというのは、ちょっと解析は難しいとは思いますが、県としてはいかがでしょうか。

○安藤温暖化対策課長 今御意見いただきました。緑のほうは、確かに埼玉独自のところもあって、対策を組めるかと思いますが、今委員おっしゃられたような形の切り分けにつきまして、また中で検討をさせていただいて、やはり方向の2と方向の3は、ダブってしまうと混同いたしますので、きちんと整理をする方向で考えていきたいというふうに思います。

○畠山委員長 ほかに御意見ございますでしょうか。

小野委員、どうぞ。

○小野委員 この項3つまとめての話でもよろしいですか。

○畠山委員長 はい。

○小野委員 自立分散型低炭素社会ですけれども、全体を見ますと地域とか産業構造によって全く違うんですね。その辺が入り乱れていて、非常にわかりづらいところがあります。キーポイントでここを直せばこうなるよという一般的な住民対策と全体の対策と工業地域、農林地帯とかというのが入り乱れているので、この最初の項目のところで、頭出しで何かその辺の説明をしていただけると、全体の説明ですね。埼玉県は構造、例えばコージェネにしても、例えば家庭でエネファームみたいなものでもコージェネレーションと言うんですけども、例えば一般廃棄物の焼却場でやるものと家庭でのコージェネは規模が全然違うんですね。やはりそういう意味では、どういうところでどういうことをやるんだという頭出しをちょっとこの章の最初のところで書いておいていただけると、それぞれが生きてくるのかなと思います。今非常に細かな政策論と大きな政策論が入り乱れているので、わかりづらいと思われそうです。

○畠山委員長 ありがとうございます。

では、その辺のところは県のほうで今後検討いただくというふうにしたいと思います。

○滝澤委員 今の御発言について、今の御意見に同意の上で家庭部門、今後の推進力になるということが文章では書かれていますが、環境計画は、事業部門、公的施設や地域コミュニティというように1つに絞りにくいと思います。指標のところ、家庭部門でCO₂、1日3グラムが再掲で載っていますが、県民の暮らしの関わり方として、もう少しわかりやすいような文章立てと表のつくり方、それとともにEVとかPHVとかFCVとか、コージェネレーションもそうですが、ふだんの暮らしの中で使っていないので、そういう言葉に関しては括弧して日本語表記であるとか、何らかその辺のところを環境計画作成の際に、章立て、文章立て、量にもよるので、全てが可能とは思いますが、説明というのがないと難しいというのが印象としてあります。御配慮をよろしくお願いいたします。

○畠山委員長 その点も多分環境基本計画、そのものが立つときには、十分注意された上で記載されるものだというふうに考えておりますが、ぜひその点御注意いただきたいと思います。

小堀委員、いかがですか。

○小堀委員 時間大丈夫ですか。

○畠山委員長 少し延長させていただきます。

○小堀委員 ヒートアイランドの大きな原因の一つは、地表面の人工物による負荷があると思いますが、その対策として緑化をすることが記載されていますが、しかし、現実には都市部で舗装しているところを緑化することは非常に難しいと思います。そのため、施策の指標に校庭の芝生化による緑化面積の増加が挙げられていますが、これだけでは、実効性のある対策にはならず、非常に指標が矮小化されてしまっていると思われます。したがってヒートアイランドの対応策として、緑化だけでなく、透水性や保水性舗装のほうがもう少し広い面的な効果もありますし、また、市民の人が協力できるような指標となり得、効果も上げられる提案かと思います。

○畠山委員長 ありがとうございます。

ただいまの件も委員からの御提言として受けとめていただきたいと思います。

それでは、大分時間も過ぎてしまって、私の不手際なんですけれども、もう一つ重要な議題がございますので、基本計画の3番の項目で恵み豊かなみどりや川に彩られ生物の多様性に富んだ自然共生社会づくりという部分につきまして県のほうから御説明をお願いします。

○森田環境政策課副課長 それでは、環境政策課のほうから引き続き説明させていただきます。

冒頭で副部長から御挨拶もございましたが、本来であれば順番ですと長期目標の2をやるべきところでございますが、本日の午後、本会のほうで第8次埼玉県廃棄物処理基本計画（案）を御審議いただくようになっています。大変それも大きなウエートを占めておりますので、第2章につきましては次回第3回に御審議いただくことで、今回は長期的目標の3番のほうを説明させていただきます。

資料2の7ページ、施策展開の方向、川の保全と再生について御覧いただきたいと思います。

将来像につきましては、水や生き物の豊かさが育まれ、水辺が保全・再生されることで、県民が水辺の恩恵を享受できる豊かな環境と生態系が形成されるよう、川の再生に取り組む県民運動が活発化し、県民誰もが川に愛着を持ち、ふるさとが実感できる「川の国埼玉」の実現を目指します。

次に、今後の施策及び取組についてでございます。

今後の施策（1）河川の水質保全の推進では、①下水道等の整備を進めるとともに、②単独処理浄化槽などから合併処理浄化槽への転換を進め、さらなる河川の水質改善を図ります。

資料右側でございます。8ページを御覧ください。

（2）川の再生の推進では、①川の利活用を推進し、水辺を地域の資産として育て、安らぎとにぎわいのある空間の創出を目指します。

②川の再生に取り組む地域団体への活動を支援します。

さらに、③川の国アドバイザー制度の活用では、川の国アドバイザーが実施する環境学習の講師や活動団体のアドバイスなどを通じて、川の再生のリーダーとしての活動を促進します。

④新たに川の再生に取り組む人材の育成では、川の国埼玉検定の実施などにより、川の再生活動に取り組む新たな人材育成に努めていきます。

施策指標でございます。

アユが棲める水質の河川の割合、生活排水処理率のほか、新たな指標として川の利活用を図る県管

理河川における水遊びスポットへの夏期の入り込み客数の3つとします。

続きまして、9ページを御覧ください。

みどりの保全と再生の将来像につきましては、都市部を中心に校庭の芝生化や施設緑化などによる身近な緑の創出が進むとともに、県民参加による狭山丘陵や見沼田圃、三富地域などの里地・里山の景観が保全、活用されていることを目指します。

次に、今後の施策及び取組についてでございます。

(1) 身近な緑の保全の推進では、①特別緑地保全地区など地域制緑地の指定を推進いたします。

②公有地化の推進では、すぐれた樹林地と緑のトラスト地として取得する公有地化を推進いたします。

③条例で規定するふるさとの緑の景観地の指定・維持に取り組んでまいります。

また④見沼田圃の保全・活用・創造を推進いたします。

⑤みどりの三富地域づくりの推進では、農業、環境、歴史など地域資源を生かした地域づくりを推進いたします。

⑥地域と調和した都市農業の振興では、体験農園などの支援を行ってまいります。

(2) 身近な緑の再生(創出)の推進では、①壁面緑化や屋上緑化などの施設緑化や②校庭等の芝生化に取り組んでまいります。

また③緑化計画届出制度の充実では、敷地面積1,000平米以上の建築工事の際に、一定規模の緑地計画の届出を義務づけることで、都市緑化の促進を図ります。

④県有施設などの身近な場所の緑化、⑤県営公園の緑化を進めてまいります。

右側10ページを御覧ください。

(3) 緑の保全・再生のための財源確保として、自動車税の一部を財源とする彩の国みどりの基金や県民から寄附を募るさいたま緑のトラスト基金を適切に運営してまいります。

(4) 緑の保全・再生のための県民運動の推進では、①県民、市民団体、企業などとの連携による緑地保全、②彩の国みどりのサポーターズクラブの活動の充実では、会員の登録促進や研修会の実施など支援を行ってまいります。

③さいたま緑のトラスト運動の拡大に取り組んでまいります。

施策指標といたしまして、緑の保全、創出の取組状況を示す資料として、地域性緑地に指定した面積と公有地化した面積を合計した緑の保全面積、ヒートアイランド対策の指標でもあります身近な緑の創出面積、校庭芝生化による緑地面積の2つの指標を再掲として加えております。また、緑の保全・再生のための県民運動の推進を示す指標として、彩の国みどりのサポーターズクラブ入会団体数の4つといたします。

続いて、11ページを御覧ください。

森林の整備・保全の将来像は、先を見据えた対応で健全な森づくりが進み、森林の有する多面的な機能が持続的に発揮されていることを目指します。

次に、今後の施策と取組についてでございます。

(1) 適正な森林整備と保全の推進では、①公益的機能を持続的に発揮する森林の整備として、水

源涵養機能、二酸化炭素の吸収、貯蔵機能、生物多様性の保全といった公益的機能を持続的に発揮できるように間伐、枝打ち、広葉樹の植栽などの森林の整備を実施いたします。

新たな取組といたしまして、②森の若返りの推進では、高齢林を伐採し、再生林を行い、森の若返りを推進してまいります。

また、③病虫獣害対策に取り組んでまいります。

(2) 県民参加の森林づくりの推進では、森林活動を体験できる機会の充実、森林ボランティアを行う企業や団体への支援、③森林環境教育や木育を推進してまいります。

12ページを御覧ください。

(3) 県産木材の利用促進及び率先活用では、①安定的な供給体制の整備として、需要者のニーズに応じた生産、加工、流通体制の整備に取り組めます。

②住宅や公共施設での利用拡大を図ります。

施策指標は、間伐や植栽、下刈りなどの森林整備を実施した森林の整備面積、新規の指標である森林ボランティア活動に参加する人数、県産木材の供給状況を示す県産木材の供給量の3つといたします。

続きまして、13ページを御覧ください。

生物多様性保全の将来像は、多くの県民が生物多様性の重要性を認識し、希少野生動植物の保護や外来生物の駆除などがなされ、多種多様な動植物が生息・生育できる自然環境が保全・創造され、バランスのとれた生態系が維持されていることを目指します。

次に、今後の施策及び取組についてでございます。

(1) 生物多様性保全の全県展開では、①生物多様性保全県戦略の普及として、生物多様性保全県戦略の改定や県の魚やチョウなどの保護を通じて生態系を維持する意識の涵養を図ります。

新たな取組である②外来生物分布状況の把握では、侵略的外来生物の分布状況の把握と駆除対策を進めてまいります。

③県民による自然環境保全活動の推進では、県民参加の生き物調査を実施いたします。

④自然とふれあいの推進では、自然体験学習施設、自然公園などについての県民の利用を促進してまいります。

(2) 希少野生動植物保護増殖の推進では、希少野生動植物の継続的調査と普及啓発。

②シラコバトなどの保護、増殖活動を進めてまいります。

(3) 野生鳥獣の適正な保護管理では、①野生鳥獣による生態系などの被害を防止して、ニホンジカの捕獲などに取り組んでまいります。

②野生鳥獣の生息状況調査や狩猟などによる個体数管理を行ってまいります。

③野生鳥獣を保護管理する担い手の育成・確保では、狩猟免許の試験機会の多様化に努めるとともに、新規取得希望者のための試験講習会などを実施してまいります。

④野鳥における鳥インフルエンザ等の対策の実施では、検査体制の確立や感染の恐れのある野鳥の県内への侵入を監視し、人への感染リスクを低減してまいります。

(4) 侵略的外来生物の計画的駆除では、①外来生物の情報収集や駆除を実施するとともに、②ア

ライグマの計画的捕獲では、県と市町村が一体となって計画的防除を実施いたします。

右側14ページを御覧ください。

施策指標では、新規の指標としまして、森林の生態系に大きな被害を与えているニホンジカの捕獲頭数の累計、継続指標としまして、希少動植物の保護増殖箇所数の2つといたします。

申しわけございません。資料で希少野生動植物の保護増殖箇所調整中という、括弧の調整中についてはとっていただきたいと思います。

申しわけございません。説明は以上です。

○畠山委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの長期的な目標の3の項目、それぞれ施策展開の方向ごとに議論を進めていきたいと思いますが、大分時間が少なくなってしまうので、重要なポイントに絞った形で議論を進めていきたいと思います。

まず、8番の施策展開の方向の8のみどりの保全と再生について何か質問、御意見、ごめんなさい、7番をとばしましたね。川の保全と再生について、御質問、御意見、じゃ宮崎委員どうぞ。

○宮崎委員 施策指標について水質を反映したアユが棲めるというところについての質問というか、意見なんですけれども、これ結局BODを測定して出している数字ということなんで、アユがすめる河川の数というのはふえてきてはいるんですけども、一方でBODの基準値達成率みたいなものは、全く違った動きをしていて、決して改善されていないように見えるんですけども、こうした中でアユがすめる水質という方向、この項目を引き続き施策指標に選定されるというのが適切なのかなというのを感じましたのが1点と。

それから、もう1点として、全国の水質のワースト5というものが抜け落ちているように見えます。これは決して達成したわけではなくて、まだ非常に悪い状況であるということなので、残したほうがよろしいのではないかという、その2件を意見として申し上げます。

○畠山委員長 県のほうでいかがでしょうか。

○葛西水環境課長 水環境課でございます。

1点目のアユが棲める水質の割合の施策について、委員おっしゃるのはBODの環境基準の達成率ということだと思います。県民の方に広くわかりやすい水質という形でアユの棲める水質BOD3ということを県の目標として全県ではアユの棲めるようになって、そこからアユがとれるようになる、上がってくる、そういうことを目標としておりまして、環境基準ですと場所によって水質が違ってきますので、類型指定が下のところについてはそのBODの数値も大きくなってしまいうということもあって、県としては県内どこでもということ1つ考えております。

それから、ワースト5でございますが、幾つかの理由がございます。1つは、まず現環境基本計画策定当時は国土交通省のほうで順位をきちっと分けて順位づけして発表していたと、現在では国土交通省ではそういうこともやっております。それから実際水質自体が非常に改善の方向に向かっておりまして、26年のデータですと、25年まではワースト1位だったんですけども、26年ではワースト1位で少し、ワースト1位をまず脱却したということと、1位、2位が少し飛び抜けたところに数値があったんですけども、現在ワースト5というのは、大体2.5ぐらいの中で非常にだんご状態にな

ってきているということと、あわせて2.5を切るような形で水質改善が進んでいるということで、今回指標からは外しております。

○宮崎委員 わかりやすさも大事かもしれないんですけども、本当の姿というのも大事なのかなと思いますので、最後に一言申し上げたいと思います。

以上です。

○畠山委員長 ほかにございますか。

どうぞ。

○小野委員 現状と課題のところの下の段落のほうに、県土面積に占める川の面積割合が日本一である本県の特徴を生かし、平成20年度から清流の復活、安らぎとにぎわいの空間創出云々と、こうありますよね。これ市民活動のことが書かれているんですけども、下の課題とか施策の中に一つも入っていないんですけども、これは達成したとみなすのか、こういう市民活動はもう広がりを見せているから、現実に行われているから課題から外したのか、その辺ちょっとお聞きしたいなと。

○畠山委員長 いかがでしょうか。(2)の②なんかどうでしょうか。地域団体の活動支援ということは書いてあるので。今の小野委員の。

○葛西水環境課長 実際非常にこういった団体、川の国応援団というような名称で登録をしていただいております。様々な活動をいただいております。団体は増えておりまして、そういった団体へいろいろ器材の貸与であるとか、物品の提供であるとか、そういった支援をしておりますので、そういった形で間接的に非常に川を守っていくというようなことは定着していきつつあるというふう考えております。ちょっと目標の先というのはなかなか難しい部分がありまして、単純に団体数だけで捉える話でもないかなというふうには考えております。

○小野委員 現状と課題のところだけでこれだけの字数を費やしながら、今後の施策のところにもちょっと見えにくいとか、やはり市民活動を応援するのであれば応援するなりの表現の仕方をちょっと工夫していただけるといいかなと思います。

○葛西水環境課長 わかりました。検討させていただきます。

○畠山委員長 じゃ小川委員。

○小川委員 簡潔に申し上げます。施策指標の3番目に新規で入っている客数についてです。川が再生されて非常にいい場所になるから川遊びの人が増えるということで、この指標を考えているかもしれませんが、他方で客数がふえることはせつかく再生された川が来客の増加で汚れる確率も大きくなる可能性もあると思います。その意味でこの施策指標にここで上げるのがいいかどうかは少し考えたほうがよいと思います。川の再生の推進であれば、川の国アドバイザー制度の活用の度合いを指標にしてもよいと思いますし、④の川の再生に取り組む人材の育成による人材数の増加を指標にしてもよいと思いますので、少し御検討ください。

○畠山委員長 じゃ、鈴木委員、どうぞ。

○鈴木委員 7ページの今後の施策及び取組のところでございます。要望を2点お話ししたいと思います。

合併処理槽等については、大変指標も上がっており、着実に県の取組が成果をもたらしていると認

識をしております。1点目は工場など排水に対する監視体制等を引き続き堅持していただき、汚染防止に努めていただきたいと思います。特に事業者、企業に対しては周辺住民への情報公開を含めたリスクコミュニケーションの実施、これをさらに拡大していただくよう御指導をお願いしたいと思います。

2点目、先ほど来出ておりますけれども、市民活動の川の応援団による水質調査や評価、こういったものも積極的になされており、結果をホームページ等で公開しているというふうに承知しております。その中で五感による環境指標、要するに目で見たり、さわったりとか、川に実際行って、市民感覚で汚れているか汚れていないか、これを見る環境指標というのがございます。この活用を一段と進めていただければと思います。

以上でございます。

○畠山委員長 県のほうから何かコメントございますか。

○葛西水環境課長 1点目の工場、事業所への監視体制ですけれども、これは県の責務の根本の一つでもございますので、引き続ききちとした形で実施してまいります。

五感による指標については、非常に感覚的にわかる話ですので、特に出前講座だとか、そういった方とか、地域の方とのコミュニケーションのときには有効なツールとして使わせていただいています。今後とも積極的に活用してまいります。

○畠山委員長 じゃ、小口委員。

○小口委員 7ページ、8ページのところで、施策指標の3つ目、県管理河川における川遊びスポットにつきまして質問というか、御意見がありましたけれども、私もその点で、県の管理河川に限っているのはなぜなのかということと、夏期の人数把握というのはなぜなのかお聞きします。ちょっと推測で申し訳ないのですが、恐らく川の博物館のところを想定されているのではないかと思います。川の保全、身近な川となってくると、県に限らず市町村から国までありますし、川遊びスポットといってもきちっと整備された公園もあれば、遊歩道程度のところも多分あるかと思います。なので、そのあたりのことをもう1回再考していただきたいと思います。

あと、新規の施策がほとんどないんですね。今後の施策及び取組のところも全部継続ですよ。これ例えばの案ですけれども、川で結構いい景色のところは写真撮影のスポットとなっていたりしますので、そういう面からのもっと違う視点では取り入れられないのかなとお伺いしたいです。

見てきれいだとか、行ってみたいと思うところが結構身近にもあるとは思いますが、なかなかそれが見えてこないところがあると思います。

そうやっていろいろな方に、一般の人たちに、身近なところでもいいところがあるんだよということが広まってくると、また意識も高まってくることもあろうかと思いますので、何か別の視点を入れていただければと思った次第です。よろしく願いいたします。

○畠山委員長 何か県のほうからコメントございますか。

○水辺再生課 水辺再生課です。

ここで県管理河川における川遊びスポット夏期入込客数ということで限定しているのは、まず県が川の再生で取り組んだ箇所の入込客数で新たに県が整備をした、もしくは民間活力を使って川の

魅力をPRするような場所に限って、この人数を把握している形になっております。これがちょっと環境指標に合うかどうかということが今までもちょっと話の中で出ているんですが、1つ新たな5カ年の指標でこれが候補に挙がっておりまして、ここに入っているような状況なんですけど、今の委員さんのお話を聞いていると、ちょっと環境指標にはなじまないのかなというような感覚がありますので、ここに関しましては事務局のほうと調整をさせていただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○畠山委員長　そろそろ終わりの時間にはなりましたが、まだ検討すべき項目がありますので、大変申しわけありませんけれども、少し時間を延ばさせていただきます。ただ、午後からまた県の環境審議会がこの場所でございますので、無限に延ばすわけにはいきませんので、簡潔に御質問、またそれに対する回答をお願いします。

それでは、8番のみどりの保全と再生につきまして御意見、御質問等ございましたらお願ひいたします。

○小口委員　すみません、たびたび失礼します。

この8番と9番と関連してですが、例えば一緒に統合してしまうということは想定されなかったんでしょうか。と申しますのは、7番の川、8、9で緑とか森林関係、10番で生物ときていますので。なぜそう思ったかという、グローバルな視点と身近な視点というのが先ほどの議論で上がりましたが、緑というのを大きく考えると、やはり例えば県内全域となると思うんですね。みどりの保全と再生というところは、どちらかという低地の緑を想定していらっしゃるような書かれ方をしています。森林のほうは、山ですよ。それを一緒にしてもいいのではないかと思った次第です。いかがでしょうか。

○畠山委員長　県の見解はございますか。

○野口みどり自然課長　今御質問にあったとおりでして、実はみどりの基金の取組が身近なみどりと森林の再生というので分かれております。御意見、外から見るとそういうふうに見られちゃうのかなというのもあるんですが、みどりの保全と再生というタイトルがふさわしくないのかもしれない。実際身近なみどりの取組を8番に書いておりまして、森のほうは9番ということで、これで基本的に県の事業をやっておりますので、こういう形になっております。一緒にして、わかりやすく表現できるかどうかというのは、ちょっと検討してみたいと思います。

○畠山委員長　ほかにはいかがでしょうか。

小川委員、どうぞ。

○小川委員　8番の施策指標で、前にもありましたが、再掲という言葉を確認したいと思います。再掲が単純に先に出た施策を再び取り上げているので再掲であればそれは一つですが、読者が再掲と書いていないところが一番重要で、それ以外は副次的な意味合いで捉えるのであれば、一番重要なところを特定して示したほうがよいと思います。この仕分けを読者のことも考えてきちんとしたほうがよいと思います。

○畠山委員長　これは両方の分野で指標にしたいということでしょうか。

○野口みどり自然課長　はい。今前者でおっしゃっていただいた考えでここに掲載しております。

○小川委員 ただ、それではつながりがわかりません。その辺も考慮してどういうあり方にするか御検討いただければと思います。

○野口みどり自然課長 わかりました。

○畠山委員長 そういう意味では、だから少し説明、再掲というのはどういう意味なのかということはその出てくる場所でちょっと説明しておいたほうがいいのかもしいかなと思います。誤解を招かないように。

ほかにはいかがでしょうか。

ちょっと関連するので、9番も8番と含めた形で9番にも広げて、9番のほうに御意見、御質問があればお願いいたします。

宮崎委員、どうぞ。

○宮崎委員 小さいことなんですけれども、9番の施策の目標のところの1番目が森林の整備面積というふうになっていますけれども、前のものを見ると整備、保全面積というふうになっていて、間違いなのか、これを整備面積として指標にしていくのかということをちょっとお聞きしたいところなんですけれども。

○畠山委員長 今のいかがでしょうか。

○森づくり課 農林部森づくり課です。

整備というのは、要するに間伐や下刈り、それから植栽など、実際森林を何か人間の手でいじっていくということを指しています。保全という意味は、ちょっと広く解釈すると、例えば法で規制をかける。森林の中に保安林という制度があるんですけれども、要は簡単に開発できないような規制をかけるという制度でございます。そういったものを含めてやって整備するものは整備し、そういった法規制をかけなくではいけないところは法規制をかけて、ある意味守っていく、そういう意味で整備、保全というふうに使っております。指標としては、いわゆる整理、間伐や下刈り、植栽をするようなそういったものを実際する面積を掲げさせていただいているというような考え方で整備をさせていただいております。

○宮崎委員 わかりました。それで十分納得できるんですけれども、そうすると現状値は違ってくるのかなと思いますので、御確認いただければと思います。

○畠山委員長 どうぞ、続けてください。

○森づくり課 現状値につきましては、書いてあるとおりでして、24年から26年度までにいわゆる整備をした面積を落とし込んでおります。

○宮崎委員 整備、保全ではなくて整備だけ。

○森づくり課 そうですね。整備だけでございます。

○畠山委員長 1つ私のほうからも質問させていただきたいんですが、森林の整備、保全ということに関して考えれば、林業というのは切っても切れないものだと思うんですが、埼玉県的林業、特にここで扱うのは林業に使われているような森林は除いて、林業に余り使われていない林業経営が難しいような森林についてのみ対象にしているのでしょうか。

○森づくり課 そうではありません。林業をやっているところも対象としております。というのは、

林業に適している、適さないに限らず、森林の場合は適正な状態で維持されていれば、水源涵養やCO₂吸収、土砂流出防止などの公益的機能を発揮すると考えておりますので、そういった意味で林業に適している、適していないにかかわらず、適正な状態に保つことで環境に貢献するというような考え方でおります。

○畠山委員長 ほかに何か御意見ございますか。

それでは、さらに10番の施策展開の方向、生物多様性の保全について御質問、御意見等ございましたらお願いいたします。

小堀委員、どうぞ。

○小堀委員 県の生物多様性戦略があるということですが、多分ここには国の国家戦略と同じように5つの生物多様性の危機が挙げられているのではないかと思います。一番大きいのは、人手不足による里山の荒廃だと思われまます。すなわち全国の土地面積の4割が占める里山とその重要な構成要素である、田の管理がされていないことが言えます。それに対する記載がほとんどないのは生物多様性の保全策として大きな欠陥があるのかなと思います。

それから、2番目は開発による生態系の減少で、これも全国的に一番減少している生態系は湿地や湖沼です。それらについてもほとんど触れられていない。

それから、生物多様性の減少の原因として、外来種問題、温暖化もあります。温暖化は農業、林業とリンクした問題と思いますが、これらが記述されていないことについてのお考えをお聞かせください。

○畠山委員長 それでは、県のほうからいかがでしょうか。

○野口みどり自然課長 県の戦略というのが今現在あるんですが、ちょうど見直しをしているところでございます。実は埼玉県、国の指針が出る前に都道府県で一番最初につくったというのがありまして、国の指針に合っていない部分も結構あります。今おっしゃいました里山の話とか、湿地の話とか、そういう話は今載っておりません。今検討の中でそういう項目も出てきておりまして、今回見直しの中には出てくる予定でございます。ただ、今の取組をベースにこれを書いておりますので、そこまでは期待されていないという部分でございまして、その辺も書ければ書きたいと思っておりますので、ちょっとその辺も検討をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○小堀委員 埼玉県の生物多様性戦略はいつ頃できたのでしょうか。私は千葉県の堂本知事が県レベルでは最初という認識をしていますが、千葉県の前ですか。

○野口みどり自然課長 平成20年3月につくられました。

○小堀委員 それでは多分千葉県のほうが早いかなと思いますが、埼玉県の生物多様性戦略のきちんとしたものがあれば反映していただきたいですし、そういうものがまだできていないとしたら、生物多様性の保全についての非常に大事な課題に対する施策展開を入れていただくのがよろしいかと思っております。

○野口みどり自然課長 わかりました。

○畠山委員長 ほかに、じゃ、滝澤委員。

○滝澤委員 施策指標が出ておる生物多様性のところですが、13ページの今後の施策の(1)に③、

④で自然環境保護活動の推進、自然とのふれあいの推進等出ていますが、現状と課題のところには、県民一人一人、先ほど里山のお話もありましたが、荒廃しておる部分に関して何らか興味、関心を持ってかかわっていくようなそのようなどころに関するところがないとありません。前のページに森林ボランティアに参加する人数は新規ということで指標にあり、森林も里山も取組は続いていくもので、この生物多様性の主体は生き物だからとは思いますが、もう少しこの取組に関しても、施策的などころに県民も入れるような形で学習等々があるといいと思っています。

先ほどジビエの問題は、農林部とも連携してというお答えをいただいています、食用として生態系のものが食の文化保存でもありながら、環境計画のほうでは生態系を守るために捕獲をするとか、バランスの人数とかが出てくるのはもっともなことです。具体的でなくてすみません。里山保全にも県民が関わりが必要と思います。

以上です。

○畠山委員長 県のほうから何かコメントがあれば。

○野口みどり自然課長 生物多様性の保全に取り組む団体の支援というのもやっております。ある程度数は県内で登録できるところは、全て登録してもらって、県のほうからいろいろな例えば活動のときの材料の支援とかもしている状況でございます。

先ほどの里山の取り組む活動団体についての7番のところでも市民サポーターズクラブというので団体を登録しております。中にはこの団体で登録をして、実際生物多様性の保全の活動をしているというような団体もおりますので、活用できるものと活用していただいて、それぞれのフィールドで活動をしていただきたいと思って支援はしている状況でございます。

○畠山委員長 ほかにございますか。

大分時間も過ぎてしまってお大変申しわけないんですけども、ここで御意見、御質問等ないようでしたら、何かございますか。

○大久保環境部副部長 いろいろと御指摘がありまして、現状と課題につきましては、里山の関係ですとか湿地の関係ですとかあるいは今お話がありました担い手も含めて県民との関わりについては、現状認識のところできちっと示せるように検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○畠山委員長 よろしくお願ひします。

では、大分時間が過ぎました。

本日も活発に御議論いただきまして誠にありがとうございました。

県におかれましては、本日の委員からの御意見を踏まえて策定作業を進めていただければと思ひます。

そのほかですけれども、事務局から何かございますか。

○山下環境政策課主幹 その他につきましては特になしでございます。

なお、本日いただいた御意見につきましては、4月以降開催予定の審議会において実施いたします計画素案の中で反映させていただきたいと思ひます。

以上です。

○畠山委員長 それでは、本日の審議会の議題は全て終了いたしました。最後に委員の皆様から特にこの場で御発言なされたいことがございましたらお願いいたします。

○小川委員 先ほど質問しました地球温暖化の適応策のように、その言葉だけで表現されるとなかなか一般の人にはわかりにくい内容になると思います。埼玉県として具体的に何をやるのか、もう少しブレイクダウンして表現できれば、一般の人にもわかりやすくなると思います。適応策だけでなく、ほかにも幾つかあると思いますので、少し御検討いただけないかと思います。

○畠山委員長 その点、御検討いただければと思います。

それではよろしいでしょうか。

それでは、予定しておりました議題はこれで終了いたしましたので、平成27年度第2回環境審議会環境基本計画小委員会を閉じたいと思います。

今日はどうも御協力ありがとうございました。

○山下環境政策課主幹 ありがとうございました。

なお、次回の小委員会の日程でございますけれども、3月15日火曜日午後開催させていただく予定でございます。机の上に開催の御通知、お手紙を入れさせていただいておりますので、2月24日の水曜日までに、ファクスまたはEメールで御回答くださいますようよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、第2回環境基本計画小委員会を閉会させていただきます。

長時間にわたりましてありがとうございました。

この後、また午後環境審議会が1時半から同じ場所で開催されることとなっております。長時間にわたりまして恐縮ですけれども、引き続きよろしくお願いいたします。

午後0時18分閉会